

宇部市電子回覧板アプリ導入助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、宇部市事務協力団体（以下「協力団体」という。）（複数の協力団体による共同体なども含む。）に対し、事務の負担軽減及び地域活動の活性化を図るために交付する電子回覧板アプリ導入助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）協力団体は、宇部市事務協力団体に対する助成金交付条例第2条に定められた団体をいう。

（2）電子回覧板アプリは、協力団体である自治会が当該自治会の構成員に対して行う情報の提供及び意見聴取、当該構成員間で行う情報等の交換等、自治会が行う活動を支援するための機能を有し、スマートフォン等で使用可能な有料のアプリをいう。

(対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する経費であって、次の各号のいずれかに該当するものとし、同一協力団体に対し1回限り交付する。ただし、交付を受けてから5年を経過した後、機能的、経済的により有効と認められる電子回覧板アプリを導入するときは、再度申請することができるものとする。

（1）電子回覧板アプリの導入に必要な初期設定費用

（2）電子回覧板アプリの利用料（年度内で助成金交付申請書提出時までに支払いを終えたもの。）

(助成金の額)

第4条 助成金は予算の範囲内で、助成金の額は、第3条に定められた対象経費に消費税率を乗じた額とし、70,000円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとするものは、宇部市電子回覧板アプリ導入助成金事前申込書（様式第1号）を提出し、事前申し込みを行った日の属する年度に電子回覧板アプリを導入し、宇部市電子回覧板アプリ導入助成金交付申請書（様式第2号）に市長が必要と認める書類を添

えて、その年度の3月1日までに、交付申請しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、交付の申請を受け、その内容を審査の上、適当と認めた場合は、助成金の交付の決定を行い、宇部市電子回覧板アプリ導入助成金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知しなければならない。

(助成金の請求等)

第7条 申請者は、前条の通知を受けたときは、宇部市電子回覧板アプリ導入助成金交付請求書（様式第4号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により適法な請求を受けたときは、速やかに申請者に対し助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第9条 市長は、申請者が不正な方法により助成金の交付を受けたことが明らかになったときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。